

檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年9月10日（金）午後2時00分から午後2時25分

2. 開催場所 リサイクル館かしはら 1階会議室

3. 出席委員（12名）

1番 安田 宗義（副会長）	2番 吉川 作衛
3番 石井 三智子	4番 蘆村 雅光（副会長）
5番 森田 尚子	6番 森川 千鶴子
7番 福田 茂（副会長）	8番 岡本 和久
9番 中川 眞一	10番 上田 逸朗（会長）
12番 竹瀬 久晴	13番 堀田 雅三

4. 欠席委員 1名 11番 坂口 洋

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件

第3 第2号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件

第4 第3号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件

第5 第4号議案 農地地目変換承認申請に関する件

第6 報告1 農地法第5条農地転用届出に関する件

第7 報告2 農地法第18条第6項の通知に関する件

その他 農地法第5条の規定による農地転用許可処分の取消願に関する件

その他 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件

その他 農地使用貸借に係る解約通知に関する件

6. 会議の概要

事務局

ただ今より、令和6年9月総会を開催いたします。

はじめに、上田会長からご挨拶をお願いいたします。

上田会長

挨拶

議長

委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。

本日の出席委員は12名であり、法定数に達しておりますので、これより令和6年9月の総会を開会いたします。なお、11番 坂口洋委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。それでは、本日の議事日程を事務局から申し上げます。

事務局

議案書の議事日程を朗読

議長

これより日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名については、12番 竹瀬久晴委員、並びに13番 堀田雅三委員を指名いたします。

議長

日程第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請の件を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件は1議案1件でございます。

なお、案件は不許可の要件に該当しないことを確認しておりますが、全部効率利用要件及び地域における効率的かつ総合利用に関する要件等については、小委員会及び地区担当農業委員の方から調査を踏まえ補足説明をお願いいたします。

1番は、譲渡人から譲受人へ贈与による所有権移転申請です。事務局からは以上でございます。

議長

第1号議案は、小委員会にかかっております。

それでは、1番の現地調査の結果説明を安田副会長からお願いします。

安田副会長

1番は、石川町***の田、1,392 m²は、市立畝傍中学校の北約10mに位置し、**町の**
氏、父である町の** **氏から親子間で贈与されるものです。小委員会で調査した
ところ、** **氏は、以前から家族で耕作されており、農作業の経験もあることから耕作能力
があると判断し、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

では、地区担当農業委員の石井委員さん、ご説明願います。

石井委員

ただ今の安田副会長からのご報告のとおり適当かと思いますので、ご審議のほど、よろしくお
願います。

議長

以上で、第1号議案1番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明、
並びに地区担当委員さんの説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第1号議案1番の農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方
は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。よって、第1号議案の1番は許可と決定いたしました。

議長

日程第3 第2号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第4条農地転用許可申請に関する件は1議案2件です。

1番は、青空駐車場として転用したいと申請されています。

当該申請地の農地区分は、上下水道管が埋設されている4m以上の道路の沿道にあり、かつ、500m以内に医療施設及び公共施設があるため、第3種農地であり転用可能と考えます。転用による周辺農地への影響もないと認められ、許可の見込みがあると思われます。

2番は、農家住宅として転用したいと申請されたものです。

当該申請地の農地区分は、農地の広がりがある10ha以上の農地の区域にあるため、農地区分は第1種農地ですが、住宅などの日常生活上必要な施設で集落に接続して設置される例外事項に該当し、転用可能と考えます。また、周辺農地への影響もないと認められるなど、問題はないと考えます。事務局からは以上です。

議長

第2号議案1番及び2番は、小委員会にかかっています。

1番は、蘆村副会長から現地調査の結果説明をお願いします。

蘆村副会長

1番は、東竹田町***の田、336㎡で、リサイクル館かしはらから北西約400mに位置し、**町の** **氏が、地元自治会からの要望を受け、近隣住民や周辺事業者のための青空駐車場として転用するため申請されたものです。

現地調査の際には、既に造成済みの状況でしたが、農地法の不知による申請遅れについては、小委員会において、申請人に対して理解を促しました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

地区担当農業委員の吉川委員さん、ご説明願います。

吉川委員

ただ今の蘆村副会長からのご報告のとおりだと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

続いて2番を、福田副会長から現地調査の結果説明をお願いします。

福田副会長

2番は、飯高町***の田、280㎡及び飯高町***の田、75㎡で、市立真菅北小学校から北西約700mに位置し、**町の** **氏が、農家住宅に転用したいと申請されたもので、適当であると思われます。

なお、地区担当農業委員の坂口委員さんからも、適当である旨のご報告をいただいております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で第2号議案1番及び2番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第2号議案1番及び2番の農地法第4条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。よって、第2号議案1番及び2番は許可相当として、奈良県知事に意見を達します。

議長

日程第4 第3号議案農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条農地転用許可申請に関する件は1議案2件です。

1番は、先ほどの第2号議案の2番に関連しております。使用貸借権を設定し、農家住宅にしたいとの申請です。

2番は、売買による所有権移転により、道路用地として転用したいと申請されたものです。当該申請地の農地区分は、農地の広がりがあるため、農地区分は第1種農地ですが、周辺居住者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置される例外事項に該当し、転用可能と考えます。また、周辺農地への影響もないと認められるなど、問題はないと考えます。事務局からは以上です。

議長

第3号議案の1番は、小委員会にかかっておりますので、安田副会長から現地調査の結果説明をお願いします。

安田副会長

1番は、飯高町***の田、280㎡及び飯高町***の田、75㎡で、市立真菅北小学校から北西約700mに位置し、**町の** **氏が、夫である** **氏と使用貸借権を設定し、農家住宅に転用したいと申請されたもので、適当であると思われます。

なお、地区担当農業委員の坂口委員さんからも、適当である旨のご報告をいただいております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

続いて2番は、小委員会にかかっておりませんので、地区担当農業委員の吉川委員さんからご説明願います。

吉川委員

2番は、十市町***の田、28㎡で、奈良県自動車運転免許センターから北約700mに位置しており、新口町の***株式会社が、**町の** **氏から、売買により所有権移転し、道路用地として転用するため申請されたものです。

申請地付近の集落内は道幅が狭く、地元からの要望により道路の拡幅を進めていくもので、事業の必要性和確実性が見込まれ、適当であると思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で第3号議案1番及び2番の説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明及び小委員会の説明並びに地区担当委員さんの説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

—意見なし—

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第3号議案1番及び2番の農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。

—全員挙手—

議長

全員であります。よって、第3号議案1番及び2番は許可相当として、県知事に意見を進達します。

議長

日程第5、第4号議案、農地地目変換承認申請に関する件を議題といたします。第4号議案は、小委員会にかかっておりませんので、事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地地目変換承認申請に関する件は1議案1件です。

1番は、田を畑に変換し、野菜を栽培したいと申請されたものです。

飯高町***の田、176㎡で、市立真菅北小学校から北西約700mに位置しており、**町の**氏が、野菜を栽培するため、田を畑に変換したいと申請されたもので、地区担当農業委員の坂口委員さんからも、適当である旨のご報告をいただいております。事務局からは以上です。

議長

以上で第4号議案の1番の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

―意見なし―

議長

ご意見がないようですので、採決いたします。

第4号議案1番の農地地目変換承認申請に関する件について、承認に賛成の方は挙手願います。

―全員挙手―

議長

全員であります。よって、第4号議案の1番は承認することに決定します。

議長

日程第6 報告1 農地法第5条農地転用届出に関する件を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

報告1 農地法第5条農地転用届出に関する件の報告は4件です。

1番、東坊城町***の田、1,094 m²は、近鉄坊城駅から東約400mに位置し、桜井市の株式会社***が、**町の** **氏外1名から売買で譲り受け、寄宿舍として転用したいと届け出られたものです。地区担当推進委員の中谷委員さんからも適当である旨のご報告をいただいております。届出日は令和6年7月29日でございます。

2番、雲梯町***の畑、389 m²は、市立金橋小学校から北東約400mに位置し、***の***氏が、父である**町の** **氏から贈与により譲り受け、自己住宅として転用したいと届け出られたものです。隣接している農地はございません。届出日は令和6年8月23日でございます。

3番、膳夫町***の田、1,355 m²、及び4番、出合町***の畑、247 m²は、JR香久山駅から西約400mに位置し、**町の** **氏が、**町の** **氏、** **氏から売買で譲り受け、青空資材置場として転用したいと届け出られたものです。隣接している農地はございません。届出日は令和6年8月23日でございます。事務局からは以上です。

議長

以上で報告1の1番から4番の説明は終わりました。ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思います。いかがですか。

―意見なし―

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりとします。

議長

日程第7 報告2 農地法第18条第6項の通知に関する件を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項、農地の賃貸借の合意解約に係る通知に関する件の報告は2件です。

1番は、石川町***の田、739㎡で、賃借人である**町の** **氏と、賃貸人である横浜市西区の** **氏との合意解約です。令和6年8月2日付け受理しております。

2番は、木原町***の田、304㎡で、賃借人である**町の** **氏と、賃貸人である**町の** **氏との合意解約です。令和6年8月9日付け受理しております。

事務局からは以上です。

議長

以上で報告2の1番及び2番の説明は終わりました。

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきますと思います。いかがですか。

―意見なし―

議長

意見なしとの事ですので報告のとおりとします。

議長

次に、その他の案件、農地法第5条の規定による 農地転用許可処分の取消願に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地法第5条の規定による農地転用許可処分の取消願に関する件についてご説明します。

令和6年3月及び4月の総会にて、膳夫町***の田、991㎡及び同町***の田、993㎡を、大阪市北区の株式会社***が、**町の** **氏から売買により所有権移転して発電設備に転用するとして上程し、総会において許可相当として県へ進達し、その後、県から令和6年5月にそれぞれ許可が下りておりました。

このたび、株式会社***から、地盤調査の結果、2筆とも軟弱地盤であることが判明し、発電設備の設置工事を実施できないと判断したとの理由により、令和6年8月20日付けで5条許可の取消願が提出されました。

事務局としましては、申請地の現況や地目など変更されておられませんので、取消に問題はないと思われます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の説明について、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますがいかがですか。

―意見なし―

議長

意見なしとの事ですので、県へ進達する事にいたします。

議長

次に、その他の案件の、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件は1件です。

1番、十市町***の田、1,560㎡は、横浜市旭区の** **氏から、なら担い手・農地サポートセンターが利用権の設定を受けるもので、使用貸借期間は令和11年11月30日まででございます。集積計画決定後の借受者は、**町の** **氏でございます。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、承認することにいたします。

議長

次に、その他の案件、農地使用貸借に係る解約通知に関する件を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

農地使用貸借に係る解約通知に関する件の報告は1件です。

1番、膳夫町***の田、2,320㎡は、旧農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による使用貸借権が、借人、**町の** **氏と、なら担い手・農地サポートセンターとの間で合意解約されました。令和6年8月9日付けで通知を受けております。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおりでございますが、何かございましたら質問・意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

—意見なし—

議長

意見なしとの事ですので、報告のとおりといたします。

議長

以上で、本総会に提出された案件は全て議了いたしました。
委員各位には、慎重なご審議ありがとうございました。
これをもって、9月の農業委員会総会を閉会いたします。